

新しい預金保険制度について

平成14年12月に預金保険法が改正され、新しい預金保険制度となりました。新しい預金保険制度での預金の保護の範囲は、以下のとおりです。

- 当座預金、普通預金、別段預金については、17年3月末まで引き続き全額保護されます。
- 定期預金等については、これまで同様、預金者一人当たり、一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息等が保護されます。これを超える部分については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。
- 17年4月以降は、当座預金等の利息がつかない預金が全額保護されることになります。

■ 預金保険対象商品と保護の範囲

商品の分類		期 間	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金・普通預金・別段預金		全額保護	利息のつかないなどの条件を満たす預金(注2)は全額保護
	定期預金・貯蓄預金・通知預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)・金融債(ワイドなどの保護預り専用商品に限ります)など (注1)		合算して元本1,000万円までとその利息等(注3)を保護 (1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります))	
預金保険の対象外商品	外貨預金・譲渡性預金・元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)・金融債(保護預り専用商品以外のもの)		(破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります))	

(注1) このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

(注2) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

(注3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

当行の「金融商品勧誘方針」

当行は、金融商品販売法第8条(勧誘方針の策定)に則り、金融商品の勧誘にあたっては次の事項を遵守します。

当行は、お客さまの投資についてのご理解やご経験、さらにご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。

当行は、お客さまに対して、商品の仕組みや商品に含まれるリスクの内容など重要な事項を十分理解していただけるよう説明等に努めます。

当行は、金融商品の勧誘・販売を誠実・公正に行いますとともに、その方法・時間帯等がお客さまにとってご迷惑なものとならないよう、常に心がけてまいります。